

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在籍の翌日)

規則 次

◇規則、鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
知事等の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
規則
鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則
鳥取県病院事業財務規則の一部を改正する規則
地方公営企業法第三十七条规定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則
◇人委規則
職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
◇人委告示
昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の一部改正
企業職員の給与に関する規程
企業職員等の旅費規程等の一部を改正する企業管理制度規程

鳥取県規則第四十八号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十八条 高等看護学院(第八十条・第八十一条)」を「第十八款 看護婦養成所(第八十条・第八十一条)」に改める。
第十条衛生課の項の第十九号中「高等看護学院」を「看護婦養成所」に改める。

第十八条の表中

鳥取県総合開発	鳥取県総合開発審議会
鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県 [定価一部一箇月三百円(送料を含む)]

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)
第二条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「退職所得の受給に関する申告書」の下に「、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十条の七第一項の規定による退職所得申告書及び同法第三百一十八条の七第一項の規定による退職所得申告書」を加える。

第三号様式中

所得税額	円
差引支給額	円
所得税額	円
道府県民税額	円
市町村民税額	円
差引支給額	円

を
に改める。

附 則
この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県規則第五十号

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程(昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号を次のように改める。

三年末 十二月二十九日から十二月三十一日まで

この規則は、公布の日から施行する。

改める。

第七十七条及び第七十八条を次のように改める。

(名称及び位置)

第七十七条 鳥取県立病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第二条第二項の規定により設置された病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立中央病院	鳥取市
鳥取県立厚生病院	倉吉市

(分掌事務)

第七十八条 病院は、県民に必要な医療等を提供し、もつてその福祉の増進に寄与するための事務を分掌する。

第七十九条の表中「

理学診療科	理学診療科
放射線科	

」を
に改める。

第四章第三節第十八款を次のように改める。

第十八款 看護婦養成所

知事等の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則

鳥取県規則第四十九号

知事等の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中

所得税額	円
差引支給額	円
所得税額	円
道府県民税額	円
市町村民税額	円
差引支給額	円

」を
に改る。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県失業対策事業運営管理規程の一部を改正する規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程(昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号を次のように改める。

三年末 十二月二十九日から十二月三十一日まで

この規則は、公布の日から施行する。

(名称及び位置)

第八十条 鳥取県立病院事業の設置等に関する条例第一條第三項の規定により、病院に附置された看護婦養成所の名称及び位置は、次の表の上欄に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ次のとおりである。

病院の名称	看護婦養成所の名称	位 置
鳥取県立中央病院	鳥取県立倉吉高等看護学院	鳥取市
鳥取県立厚生病院	鳥取県立倉吉高等看護学院	倉吉市

他のものは、前月平均市場価格の十分の八に相当する額にこれを換算する。

第六十八条中「鳥取県當企業の契約の方法の特例に関する条例（昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号）」を「この規則」に改める。

第六十九条中「病院事業財務規則」を「規則」に改め、同条を第七十条とし、同条の前に次の二条を加える。

（賠償責任を有する職員の指定）

第六十九条 法第三十四条の規定において準用する地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した事務長、次長、薬剤長、係長、主任及びこれらの職員の職と同等の職にある職員

二 支出の事務又は支払の事務に直接関与した出納員及び事務員

三 地方自治法第二百三十四条の二第一項の監督又は検査を命ぜられた職員

別表の病院事業勘定科目の費用の表中

鳥取県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十一条

鳥取県病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県病院事業財務規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県當病院事業財務規則

目次中「第三章 収入、支出及び振替」を「第三章 収入及び支出」に、「第六章 物品会計」を「第六章 物品」に、「第七章 固定資産会計」を「第七章 固定資産」に、「第十一章 雑則（第六十九条・第七十条）」を「第十一章 雑則（第六十九条・第七十条）」に改める。

第一条中「鳥取県病院事業」を「鳥取県當病院事業」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 知事は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二条以下「法」という。）第十三条第二項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を企業出納員に委任する。

- 一 小切手を振り出すこと。
- 二 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行なうこと。
- 三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行なうこと。
- 四 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行なう

第五条中「現金の出納事務」を「公金の出納事務の一部」に改める。

「第三章 収入、支出及び振替」を「第三章 収入及び支出」に改める。

「第六章 物品会計」を「第六章 物品」に改める。

「第七章 固定資産会計」を「第七章 固定資産」に改める。

「第二十九条に次の一号を加える。

第三章 収入、支出及び振替」を「第三章 収入及び支出」に改める。

（入札保証金及び契約保証金）

第六十六条 令第二十一条の十四の入札保証金は、入札見積金額の百分の五以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の百分の十以上とする。

2 知事又は病院長は、別に定める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（入札保証金又は契約保証金に代わる担保）

第六十七条 入札保証金又は契約保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもつて代えることができる。

- 一 国債
 - 二 地方債
 - 三 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
 - 四 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項第九号に規定する金融債
 - 五 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - 六 その他知事が確實と認めるもの
- 2 国債、地方債及び前項第五号に規定する小切手は、その金額に、その

	当年度純利益 (又は当年度純損失)	
を		
前年度末処分利益 剩余金		
前年度利益剩余金 処分額(借方) (前年度欠損金処理額)	減債積立金等の種目別に整理する。	
繰越利益剩余金増 加高 (繰越欠損金減少 高)	固定資産売却益及び過年度の損益修正でそ の額が1件50万円以上又は1項目100万円 以上のものを整理する。	
繰越利益剩余金減 少高(借方)	固定資産売却損及び過年度の損益修正でそ の額が1件50万円以上又は1項目100万円 以上のものを整理する。	
当年度純利益 (又は当年度純損失)		

に改める。

	不用品売却原価 その他雑損失	
を		
看護婦養成所費用	給与費	
	(給料) 看護婦員給 事務員給	常勤の専任教員に対する給料 常勤の事務員、タイピスト等に対する給料
	労務員給	常勤の保清夫(婦)、調理師、炊夫(婦)など に対する給料
	(手当) 看護婦員手当 事務員手当	常勤の職員の扶養、期末、勤勉及び超過勤務手 当などの諸手当を「給料」の職務区分と同じく 分類する。
	(賃金) 退職定給 福利厚生費	臨時又は非常勤の職員の賃金
	福利厚生費 報旅費 職消光 燃食印 修保賃 委通備諸 費 被耗熟 料糧製 繕借託 通購信 品	「医業費用」中の例による(以下同じ。)。
	通服品 水本 搬入 入 料糧製 繕借託 通購信 品	
	搬入 入 料糧製 繕借託 通購信 品	

に改め、同表の資本の剩余金の表中

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十二号

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十二号

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び各号列記以外の部分中「第三十七条第一項」を「第三十九条第二項」に改める。

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則（昭和四十年十一月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

七 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の再交付についての手数料 一件につき 二百円

附 則

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

別表第一中							
企業局		本	局	局長	次長	課長	
事務所	西部建設	西	部	建	設		百分の十五
		事務所	所長	次長	所長	補佐課長	

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第二条 管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

- 1 経営伝習農場実習指導業務従事職員の手当は、月の初日から末日までの間において経営伝習農場実習指導業務従事職員として勤務することとなつてゐる日のうち、次の各号に該当する日を合算して得た日数がその勤務することとなつてゐる日数の二分の一をこえる場合には支給しない。
- 2 第九条の二削除
- 3 第九条の十六第二項を次のように改める。

第一条 職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

- 1 職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第三十九号）
- 2 職務の等級の分類の基準に関する規則等の一部を改正する規則（職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正）
- 3 第一条 職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

（職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。）

一 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則の一部を改正する規則	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則（昭和四十年十一月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。
二 公安委員会が行なう法第七条第一項の許可証の交付についての手数料 一件につき 五百円	二 公安委員会が行なう法第七条第一項の許可証の交付についての手数料 一件につき 五百円
三 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の再交付についての手数料 一件につき 一百円	三 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の再交付についての手数料 一件につき 一百円
四 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の交付についての手数料 一件につき 二百円	四 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の交付についての手数料 一件につき 二百円
五 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の交付についての手数料 一件につき 四百円	五 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の交付についての手数料 一件につき 四百円
六 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付についての手数料 一件につき 五百円	六 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付についての手数料 一件につき 五百円

ていた日

第十一條第四項中「第九条の二各号及び前項各号」を「第九条の十六第二項各号及び第二項各号」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)」を「(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)」に、「同条例第十七条」を「同条例第十九条」に改める。

(職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正)

第五条 職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の日額旅費を受ける者の欄の四中「及び企業局西部建設事務所」を削る。

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

附 則

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

37の項中 「港湾管理委員会 倉庫課長 次長 総務課長」
「港湾管理委員会 倉庫課長 次長 総務課長」
に改め、同表の

「港湾管理委員会 倉庫課長 次長 総務課長」
に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第四十「号」
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号及び第二十条第一号中「職務の等級教育職(一)一等級の職」を「職務の等級教育職(一)一等級の職」に改める。

附 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の8の項中 「町長部局 課長 相談室長 財政企画係長」 を

「町長部局 課長 (相談室長に限る。) 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)」
に改め、同表の

「出張所 所長」
に改め、同表の

「19の項中 小学校 校長 教頭」
に改め、同表の

「小学校 校長 教頭」
に改め、同表の

「24の項中 町長部局 行政課長 町民課長 企画係長 財務係長」
に改め、同表の

「27の項中 町長部局 総務課長 町民課長」
に改め、同表の

「31の項中 町長部局 課長 固定資産評価室長」
に改め、同表の

「保育所 園長」
に改め、同表の

「27の項中 町長部局 総務課長 町民課長」
に改め、同表の

「31の項中 町長部局 課長 (教育委員会事務局教育長に限る。)」
に改め、同表の

「小学校 校長 教頭」
に改め、同表の

「鳥取県人事委員会告示第一号」
昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号(職員の任用に関する規則に基く選考の基準)の一部を次のように改正し、昭和四十二年一月一日から施行する。

昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

この規則は、公布の日から施行する。

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号(職員の任用に関する規則に基く選考の基準)の一部を次のように改正し、昭和四十二年一月一日から施行する。

三 教育職(一)選考基準

等級	等級	学歴	経験	備考
一等級	二等級	三等級	年経験	
大卒	大卒	高大卒卒	○○○	1 本表は、等級別区分表に定める職並びに地方公営企業法の適用を受ける職員(行政職等級別区分表に定める職並びに単純な労務に從事する職を除く。)を「行政職給料表等級別区分表に定める職並びに地方公営企業法の適用を受ける職員の職(単純な労務に從事する職員の職を除く。)」に改める。
大学卒	大学卒	大学卒卒	○二	2 二の表の備考の一中「公安職等級別区分表」を「公安職給料表等級別区分表」に改め、同表の備考の2中「第三条」を「第二条」に改める。

3 3の表を次のように改める。

上特にその必要があると認められる者又は他の職員との権衡をもつて経験年数とするときは、経験年数である。

4 上特にその必要があると認められる者又は他の職員との権衡をもつて経験年数とするときは、経験年数である。

四の表の備考の一中「研究職等級別区分表」を「研究職給料表等級別区分表」に改める。

五の表の備考の一中「医療職等級別区分表」を「医療職給料表等級別区分表」に改める。

六の表の備考の一中「医療職給料表」を「医療職給料表(一)等級別区分表」に改める。

七の表の備考の一中「医療職等級別区分表」を「医療職給料表(三)等級別区分表」に改める。

企業職員の給与に関する規程をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程

(目的)

第一条 この企業管理規程は、企業職員の給与の種類及び基準に関する規程に基づき、企業職員の給与の額、支払方法その他給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この企業管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一般職員 企業職員のうち、次号の職員及び企業職員のうち給料表

企 業 管 球 程

企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程

昭和四十一年十二月二十七日
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県企業管理規程第二号

企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程

(目的)

第一条 この企業管理規程は、企業職員の給与の種類及び基準に関する規程に基づき、企業職員の給与の額、支払方法その他給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この企業管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一般職員 企業職員のうち、次号の職員及び企業職員のうち給料表

の適用を受けない者で賃金等で雇用されるものを除くすべての者

二 技能労務職員 企業職員のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者

三 一般職員に係る給料表については、職員の給与に関する規程(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

四 技能労務職員の給料表については、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規程(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号。以下「技能労務職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

五 (職務の等級の基準となるべき標準的な職務内容)

第六条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 発電業務従事職員の特殊勤務手当

二 高所作業従事職員の特殊勤務手当

三 深所作業従事職員の特殊勤務手当

(発電業務従事職員の特殊勤務手当)

第七条 発電業務従事職員の特殊勤務手当は、発電所に勤務する職員が発電所の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員の受けける給料月額に百分の十二を乗じた額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの間において発電業務従事職員として勤務することとなつてある日のうち、次の各号に該当する日の数を合算して得た日数がその勤務することとなつてある日の数の二分の一をこえる場合には支給しない。

一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた日

二 休職(公務による負傷又は疾病の場合を除く。)又は停職にされたいた日

の適用を受けない者で賃金等で雇用されるものを除くすべての者

二 技能労務職員 企業職員のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者

三 一般職員に係る給料表については、職員の給与に関する規程(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

四 技能労務職員の給料表については、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規程(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号。以下「技能労務職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

五 (職務の等級の基準となるべき標準的な職務内容)

第六条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 発電業務従事職員の特殊勤務手当

二 高所作業従事職員の特殊勤務手当

三 深所作業従事職員の特殊勤務手当

(高所作業従事職員の特殊勤務手当)

第八条 高所作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が、地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、前項の業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる高さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 十メートル以上三十メートル未満 六十円

二 三十メートル以上 九十円

3 第一項の業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときの同項の手当の額は、前項の額に百分の六十を乗じて得た額とする。

(深所作業従事職員の特殊勤務手当)

第九条 深所作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下四メートル以上の深所で行なう監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、前項の業務に従事した日一日につき五十円とする。

3 第一項の業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときの同項の手当の額は、前項の額に百分の六十を乗じて得た額とする。

(坑内作業従事職員の特殊勤務手当)

第十条 坑内作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が、トンネルの坑内で監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、前項の業務に従事した日一日につき百二十円とする。

組	織	職	支給割合
本	局	次長	百分の十五
西	部建設事務所	所長	百分の十
取	県内	地域	区分
鳥	日野郡	日南町のうち旧阿毘縁村の区域	三級地
取	岩美郡	国府町 岩美町	二級地
県	八頭郡	若桜町	一級地
公	日野郡	日南町のうち三級地に含まれない地	
報	三級地又は二級地のいずれにも含まれない鳥		

別表第四

注 この表における「旧」をつけた村の名称及びその地域は、昭和二十九年六月二十八日におけるものを示す。

企業職員等の旅費規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県企業管理規程第三号
(企業職員等の旅費規程の一部改正)

三 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管を行なうこと。
二 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行なうこと。

3 第一項の業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときの同項の手当の額は、前項の額に百分の六十を乗じて得た額とする。
(管理職手当)
第十一条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第三の上欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職とし、これらの職にある職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
(寒冷地手当)
第十二条 寒冷地手当の支給を受けることができる職員は、別表第四に定める地域に在勤する職員とする。
2 寒冷地手当の支給額は、別表第四に定める支給地域の区分に応じ、八月三十一日(その日が日曜日に当たるときはその前日)において職員が受けるべき給料の月額と同日におけるその者の扶養手当の月額との合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一級地 百分の二十
二級地 百分の三十五
三級地 百分の五十
(休職者の給与)
第十三条 休職者に支給する給与については、給与条例の適用を受ける職員の例による。
(給与の支給方法等)
第十四条 この企業管理規程に定めるものを除くほか、企業職員の給与の額、支給方法その他給与の支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員をいうものとする。

職務の等級	区分						
	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
二等級	イ 自動車整備士の職の占める職務	ロ 運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職のうち相当長期の経験を必要とする職の占める職務	三等級	甲 運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職の占める職務	乙 係長	丙 主任	丁 一般吏の職の他の職
本局	局長	次長	課長	補佐	所長	係長	一般吏の職の他の職
事務所							
企業局							
事務所							
西	部建設						

別表第二

注 この表中「一般吏員職」とは、事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職のうち、この表の一等級から五等級までの欄に掲げる職を除いた職をいうものとする。

別表第三

る。

員の例による。

1 この企業管理規程は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 次に掲げる企業管理規程は、廃止する。

一 企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第三号)

二 企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)

二 支出の事務又は支払の事務に直接関与した係長その他の経理担当職員及びこれらの職員の職と同等の職にある職員

三 地方自治法第二百三十四条の二第一項の監督又は検査を命ぜられた職員

(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)及び「」を削る。

第六十六条の二 法第三十四条の規定において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百四十三条の二第一項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 支出負担行為又は支払命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、係長及びこれらの職員の職と同等の職にある職員

二 支出の事務又は支払の事務に直接関与した係長その他の経理担当職員

(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)及び「」を削る。

第六十六条の二中「鳥取県営企業の契約の方法の特例に関する条例

2 国債、地方債及び前項第五号に規定する小切手は、その金額に、その他のものは、前月平均市場価格の十分の八に相当する額にこれを換算する。

第六十五条の二中「鳥取県営企業の契約の方法の特例に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)及び「」を削る。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(賠償責任を有する職員の指定)

第六十六条の二 法第三十四条の規定において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百四十三条の二第一項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 賠償責任を有する職員の指定

二 地方債

三 鉄道債券その他の政府の保証のある債券

四 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項第九号に規定する金融債

五 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

六 その他知事が確實と認めるもの

耐用年数が1年以上であつて取得価額又は製作価額が1万円以上のものをいう。

耐用年数が1年以上であつて取得価額又は製作価額が3万円以上のものをいう。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の資産の部の(1)固定資産の表中

備 品 備 品
に改め、

四 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行なうこと。
第四条中「金銭の出納事務」を「公金の出納事務の一部」に改める。
第十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十二条第一項第二号中「第十二号」を「第十一号」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める。
「第三章 金銭会計」を「第三章 収入及び支出」に改める。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第十四条及び第十五条 削除

第二十二条に次の一号を加える。

三 臨時に雇用される職員の賃金
第二十七条第三項第一号中「現金」を「現金(現金に代えて納付される証券を含む。)」に改める。

第二十八条中「指定金融機関」を「取扱店その他の確実な金融機関(以下「取扱店等」という。)」に改める。

第三章中「第七節 出納取扱金融機関」を「第七節 取扱店」に、「第八節 指定金融機関」を「第八節 取扱店等」に改める。

第三十五条中「指定金融機関は、第十五条の規定による金銭及び有価証券」を「取扱店等は、企業の業務に係る現金(現金に代えて納付される証券)」に改める。

「第四章 物品会計」を「第四章 物品」に改める。

第三十八条第一号中「一円」を「三万円」に改める。
「第五章 固定資産会計」を「第五章 固定資産」に改める。

第四十九条中「一円」を「三万円」に改める。

第五十五条中「第四十六条」を「第四十四条及び第四十六条」に改める。

第五十六条の見出しを「(実地照合)」に改める。
第六十五条及び第六十五条の二を次のように改める。
(入札保証金及び契約保証金)

第六十五条 令第二十一条の十四の入札保証金は、入札見積金額の百分の五以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の百分の十以上とする。

第六十五条の二 入札保証金又は契約保証金に代わる担保(入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

第六十五条の二 入札保証金又は契約保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもつて代えることができる。

一 国債

2 知事は、別に定める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 注 1 工事以外のものを記載すること。
工事分については工事台帳に記載すること。
附 則 2 1年以上の長期契約に関するものを記載すること。

この企業管理規程は、昭和四十二年一月一日から施行する。

第二十号様式の注を次のように改める。

同表の鳥取県営電気事業勘定科目の負債の部の(1)引当金の表中

を

に改める。

退職給与引当金

修繕準備引当金

退職給与引当金

修繕準備引当金

渴水準備引当金